

規制	自治体	静岡県	部課	くらし・環境部 廃棄物リサイクル課
-----------	------------	-----	-----------	----------------------

規制の名称

産業廃棄物処理施設の設置及び変更許可

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条及び第15条の2の6
 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 第20条～第26条
 静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱 第14条～第22条

規制の目的

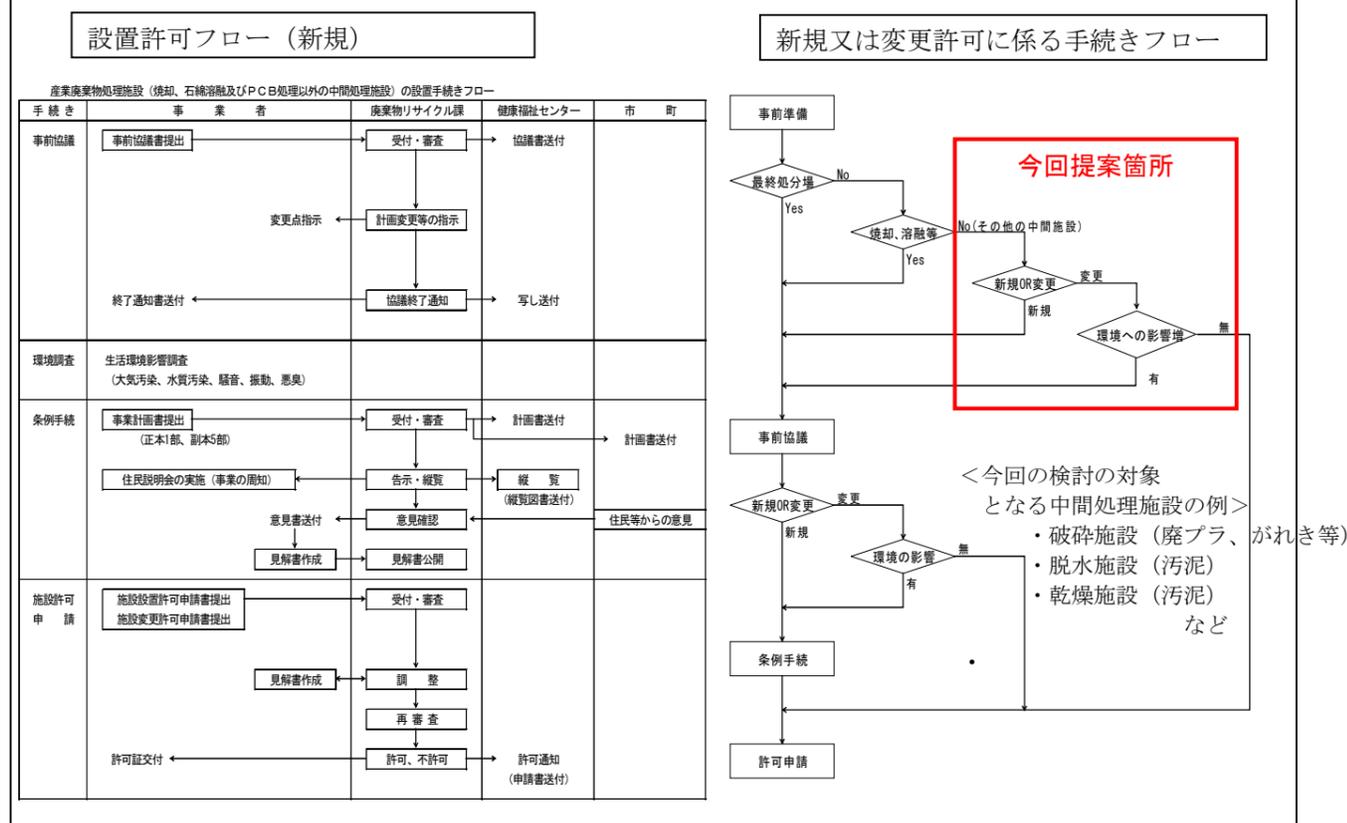
産業廃棄物の適正な処理に関し、産業廃棄物処理施設を設置するに当たり、事業者の責務を明らかにするとともに必要な事項を定めることにより、県民の生活環境の保全に資することを目的とする。

規制内容の概要

産業廃棄物処理施設を設置又は変更する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」という。）の規定に基づく許可が必要である。また、廃掃法許可申請に先立ち、生活環境上の支障の有無などを確認するために「静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づく事前協議、生活環境上の支障への対応状況などを踏まえた事業計画書について住民理解を深めるために「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づく周知手続が必要となる。

現在、既に許可を得ている設備を入れ替える場合においても、処理施設の設置計画の法適合性や生活環境への支障の有無の確認及び、これらに係る住民周知を目的として、当該施設の設置許可に伴う手続（事前協議、生活環境影響調査、条例手続）を行っている。

規制の概念図



提案	提案主体	企業・団体
-----------	-------------	-------

提案事項

産業廃棄物処理施設における設備の入れ替えの際の許可申請手続きの簡素化

提案の具体的内容

- 産業廃棄物処理施設において、設備を入れ替える際、従前と同等のものに入れ替える場合であっても、処理施設を新設する場合と同様の手続きを求められている。
- 焼却施設等と比較して環境への影響が少ない破碎施設等の入替えに当たり、例えば同程度以下の処理能力の設備に入れ替える場合で、かつ、周辺住民とのトラブルが過去にない場合には手続きを簡素化していただきたい。

対応

措置の分類

対応予定（手続きの簡素化）

措置の概要（対応案）

- 同等の設備の入れ替えに係る手続の簡素化について
 - 産業廃棄物処理施設の設置許可において、例えば既存設備の処理能力と同等の設備への入れ替えであっても、設置許可に伴う手続（事前協議、生活環境影響調査、条例手続）を行っている。
 - しかしながら、一定の中間処理に必要な設備（破碎施設等）においては、年々環境負荷の低減化が進められており騒音や振動に対する防音や防振の性能が向上している中で、文献等により、処理型式等の設備の構造や、発生する騒音の比較等簡易的な証明を確認することにより、設備入れ替えによる生活環境への影響の変化がないと確認できる場合には、生活環境影響調査を省略できる可能性があると考えられる。
 - この場合、生活環境上の支障がないことが関連資料から明らかになれば、住民への周知についても不要となり、事前協議、条例手続などの手続も簡素化が可能となると考えられる。
 - 来年度中を目処に詳細かつ具体的に検討を進めていく。

産業廃棄物処理の基本的な流れ

排出

- ・工場
- ・建設現場 など



収集運搬

中間処理



破碎施設



乾燥施設

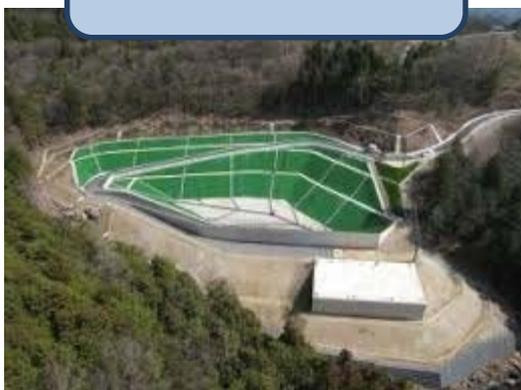


脱水施設 など



収集運搬

最終処分



最終処分場

リサイクル



関係法令抜粋

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 15 条（設置許可）

産業廃棄物処理施設…を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

1～9 省略

- 3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。…

○静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

第 20 条（設置・変更許可）

産業廃棄物処理施設等の設置…又は処理能力…の変更であって規則で定めるものその他の規則で定める変更…をしようとする者…は、規則で定める時までに、規則で定めるところにより、当該設置等の事業に係る次の事項を記載した書面（以下「事業計画書」という。）を知事に提出するとともに、次条、第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに第 24 条に規定する手続を終えなければならない。

(1)～(7) 省略

○静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則

第 17 条（事前の手続を行わなければならない変更）

1 省略

- 2 条例第 20 条第 1 項の規則で定める変更は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 省略

(2) 産業廃棄物処理施設等の設備若しくは構造の変更又は位置の変更であって、生活環境に及ぼす影響が増加するもの

第 19 条（提出書類）

1 省略

- 2 条例第 20 条第 1 項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)～(7) 省略

(8) 産業廃棄物処理施設等の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果に関する書類